

指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～に係る記念品制作業務  
仕様書

1 業務名

指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～に係る記念品制作業務

2 業務の目的

本業務は、子どもの誕生を心から祝福し、歓迎する想いを届けるメッセージ事業として実施する、指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～において、生まれてきてくれてありがとう、産んでくれてありがとう、ようこそ指宿へという想いを込めて贈呈する記念品として、おむつポーチを制作することを目的とする。

3 納入期限

1回目：令和8年6月26日（金）／2回目：令和8年9月30日（水）

4 契約方法

1個あたりの単価契約とする。

5 業務内容

(1) 製品の種類

赤ちゃん用おむつポーチ

(2) 規格等

- ・形状及びサイズは指定しないが、市販のLサイズおむつ5枚、おしり拭き（横10cm×縦15cm×厚み4cm程度の標準的サイズ）1パック、消臭袋1パックが無理なく収まるものとする。
- ・素材については、汚れに強く、軽量かつ耐久性のある洗濯可能なものとする。
- ・乳幼児用繊維製品の安全基準（ホルムアルデヒド等）を満たしていること。
- ・指宿らしさの感じられるオリジナルデザインとすること。

(3) 納品

① 納入期限及び納入数量等

	発注時期	納入期限	納入数量
1回目	契約締結後すぐ	令和8年6月26日（金）	60個
2回目	契約締結後すぐ	令和8年9月30日（水）	140個
合 計			200個

※上記数量は現段階の目安であり、在庫数に応じて変更となる可能性がある。

② 納入場所

指宿市十町2424番地 指宿市こども課（指宿保健センター内）

③ その他

納品に要する費用は、受注者の負担とし、契約金額に含むものとする。

6 契約金額の支払い

本契約金額の支払いは、5の(3)①における発注毎の部分払いとし、各発注における指定数量の物品納入後、検査に合格し引渡しを完了した際に、受注者の請求により当該数量における代金を支払うものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた製品を制作し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受注者は、納入物品について第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。  
万一、第三者から権利侵害の訴えや損害賠償請求がなされた場合は、受注者の責任と負担において解決を図るものとする。
- (4) 本業務において制作されたおむつポーチに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として受注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、発注者に対し、本業務において制作された成果物を以下の範囲内において無償かつ無期限に利用することを許諾するものとする。
  - ① 事業の広報、宣伝、記録等を目的としたウェブサイト、SNS、印刷物等への掲載
  - ② 展示会やイベント等での公表、展示
- (6) 受注者は、発注者が(5)の範囲内で成果物を利用する場合、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、大幅な意匠の改変を行う場合は、あらかじめ受注者と協議するものとする。
- (7) 受注者は、本事業の実施に際し知りえた情報を秘密として保持し、本市の承諾なく第三者へ公表又は漏えいしてはならない。
- (8) 業務期間内に、経済事情の激変又は予測することができない異常な理由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、本市と受注者とが協議のうえ、当該金額を変更することができるものとする。
- (9) 受注者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により受注業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。
- (10) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定することとする。